

小菅村漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁料金の改正
-------	---------

新旧対照表 (下線: 変更部分)

新	旧																																														
<p>小菅村漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所(山梨県北都留郡小菅村4383番1)又は、別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">遊漁料(円)</th> </tr> <tr> <th>前売り</th> <th>現場売り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">やまめにじます いわな うぐい</td> <td rowspan="2">竿釣り</td> <td>1日</td> <td><u>1,500円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td><u>6,000円</u></td> <td><u>6,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>中学生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者 (障害者手帳をお持ちの方)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>前項遊漁料の2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項～第4項 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>付則 (施行期日)</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(円)		前売り	現場売り	やまめにじます いわな うぐい	竿釣り	1日	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>	1年	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	中学生以下	無料	削除	削除	肢体不自由者 (障害者手帳をお持ちの方)	無料	女性	前項遊漁料の2分の1	<p>小菅村漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所(山梨県北都留郡小菅村4383番1)又は、別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">遊漁料(円)</th> </tr> <tr> <th>前売り</th> <th>現場売り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">やまめにじます いわな うぐい</td> <td rowspan="2">竿釣り</td> <td>1日</td> <td><u>1,000円</u></td> <td><u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td><u>5,000円</u></td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>小学生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>前項遊漁料の2分の1</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者</td> <td>前項遊漁料の2分の1</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>前項遊漁料の2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項～第4項 (略)</p> <p>第5項～第8条 (略)</p> <p>付則 (施行期日)</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(円)		前売り	現場売り	やまめにじます いわな うぐい	竿釣り	1日	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	1年	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>	小学生以下	無料	中学生	前項遊漁料の2分の1	肢体不自由者	前項遊漁料の2分の1	女性	前項遊漁料の2分の1
魚種				漁具・漁法	期間	遊漁料(円)																																									
	前売り	現場売り																																													
やまめにじます いわな うぐい	竿釣り	1日	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>																																											
		1年	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>																																											
中学生以下	無料																																														
削除	削除																																														
肢体不自由者 (障害者手帳をお持ちの方)	無料																																														
女性	前項遊漁料の2分の1																																														
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(円)																																												
			前売り	現場売り																																											
やまめにじます いわな うぐい	竿釣り	1日	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>																																											
		1年	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>																																											
小学生以下	無料																																														
中学生	前項遊漁料の2分の1																																														
肢体不自由者	前項遊漁料の2分の1																																														
女性	前項遊漁料の2分の1																																														

この規則は平成26年1月1日から施行する。  
この規則は平成27年6月1日から施行する。  
この規則の一部改正は、行政庁の認可のあった日（令和5年6月1日）はから施行する。

この規則は平成26年1月1日から施行する。  
この規則は平成27年6月1日から施行する。